

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十二号

##### 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年広島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（採捕の数量等の報告者）

第二条 法第十七条第三項の規則で定める者は、次に掲げる漁業を営む者とする。

- 一 小型まき網漁業（広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第七条第三号の小型まき網漁業をいう。）

- 二 太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業

- 三 前号に掲げるもののほか、くろまぐろを採捕する漁業

第三条中「漁獲可能量」の下に「（法第二条第二項に規定する漁獲可能量をいう。以下同じ。）」を、「第一種特定海洋生物資源」の下に「（法第二条第六項に規定する第一種特定海洋生物資源をいう。以下同じ。）」を加え、「別記様式第一号」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 前条第一号に掲げる漁業を営む者（第三号に掲げる者を除く。） 別記様式第一号
- 二 前条第二号又は第三号に掲げる漁業を営む者（次号に掲げる者を除く。） 別記様式第二号
- 三 前条第一号に掲げる漁業を営む者であつて、同条第二号又は第三号に掲げる漁業を営むもの 別記様式第一号及び別記様式第二号

第三条に次の二項を加える。

- 2 知事が法第八条第二項の公表をしたときは、法第十七条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する漁獲可能量管理期間（漁獲可能量による管理の対象となる一年の期間をいう。）の末日までの間は、当該公表に係る採捕した第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに、当該陸揚げした日から三日以内に、前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式による書面を提出しなければならない。

- 3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（次条第五項において「信書便」という。）で提出した場合における第一種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第四条第一項中「漁獲努力量」の下に「（法第二条第三項に規定する漁獲努力量をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条第四項中「第二種特定海洋生物資源」の下に「（法第二条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源をいう。）」を加え、「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条第五項中「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する」を削る。

別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

採捕の数量等の報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により、採捕の数量を次のとおり報告します。

許可番号又は承認番号	号	船名	丸
第1種特定海洋生物資源		陸揚げした日	採捕の数量 (kg)
くろまぐろ	30 kg未満		
	30 kg以上		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。  
2 氏名を自署する場合には、押印を省略できる。

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。